

令和元年 12 月の主な動き、取組

(1) 雇用失業情勢への対応（令和元年 10 月内容）

有効求人数	42,620 人	対前年同月比 0.5%減（2 か月ぶりの減少）
有効求職者数	31,159 人	対前年同月比 1.3%減（2 か月ぶりの減少）
有効求人倍率	1.37 倍	対前月比 0.01 ポイント増

- ・ 各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・ 積極的な求人開拓の実施
- ・ 若者、女性、障害者、高年齢者の就職実現

(2) 「35 歳からのステップアップ窓口（就職氷河期世代支援窓口）」を開設

就職氷河期世代の方々に対する専門的な集中支援として、12 月 16 日月曜日に就職氷河期世代に対する支援窓口として「35 歳からのステップアップ窓口」をハローワークかごしま ワークプラザ天文館とハローワーク国分内に開設します。

(3) 「大学生等就職面接会 in 鹿児島」を開催

令和2年3月新規大学等卒業予定者及び卒業後3年以内の既卒者と企業との出会いの場を提供するため、また、県内企業における人材確保を推進するため、「大学生等就職面接会 in 鹿児島」を開催します。

日	時	令和元年 12 月 3 日（火）13:00～15:30（受付：12:00）
会	場	鹿児島サンロイヤルホテル（鹿児島市与次郎 1-8-10）
主	催	鹿児島労働局・ハローワーク・鹿児島県
参加企業数		44 社（予定）

(4) 「外国人雇用管理セミナー」を開催

外国人労働者を雇用している事業主及び将来的に外国人労働者の雇用を検討している事業主を対象に、外国人労働者の雇用管理の改善や適正な労働条件の確保等、外国人労働者を雇用する事業主が守るべきルールや配慮していただきたい事項に関するセミナーを開催します。

日	時	令和元年 12 月 2 日（月） 13:30～16:00（受付 12:30～）
会	場	マリンパレスかごしま（鹿児島市与次郎 2-8-8）
主	催	鹿児島労働局

(5) ハラスメント対応特別相談窓口を開設

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報・啓発活動を実施することとしています。

鹿児島労働局においても、ハラスメント対応特別相談窓口を開設し、労働者だけでなく、事業所の担当者からも、広く対応いたします。

また、労働施策総合推進法等において、パワーハラスメント対策が事業主の義務となることや、セクシュアルハラスメント防止対策も強化されることとなるため、鹿児島労働局では1月～2月にかけて、県内4カ所（鹿児島、霧島、鹿屋、奄美）で説明会を開催します。

10月の有効求人倍率は1.37倍で、 平成31年4月、令和元年5月と並んで過去最高となる

鹿児島県の10月の有効求人倍率(季節調整値)は1.37倍となり、前月を0.01ポイント上回りました。

新規求人倍率(同)は2.03倍となり、前月を0.04ポイント上回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は1.05倍となり、前年同月(0.95倍)を0.10ポイント上回りました。

新規求人数(同)は前年同月に比べ、3.0%減と2か月ぶりに減少しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業(7.0%増)は2か月連続の増加、製造業(22.5%減)は2か月ぶりの減少、運輸業、郵便業(3.2%減)は2か月ぶりの減少、卸売業、小売業(10.7%増)は2か月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(24.1%減)は3か月ぶりの減少、医療、福祉(9.7%増)は13か月連続の増加、その他のサービス業(23.3%減)は2か月ぶりの減少となりました。

新規求職者数(同)は前年同月に比べ6.2%減と2か月ぶりの減少となりました。

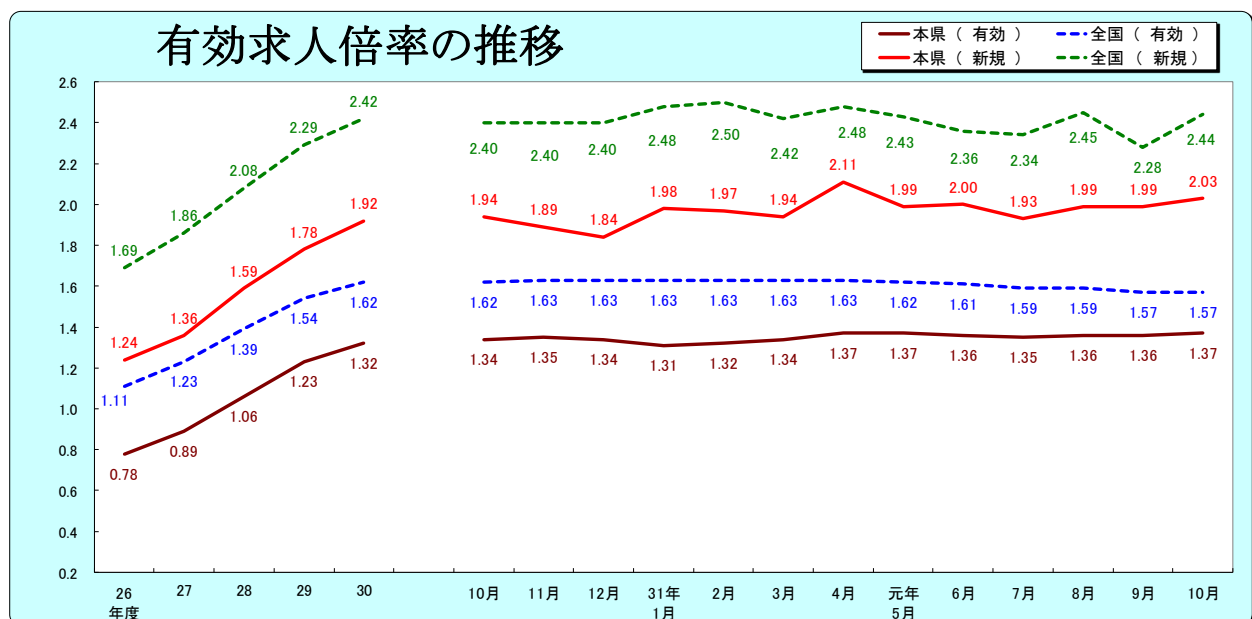
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(5.1%増)は3か月ぶりの増加、離職求職者(11.1%減)は2か月ぶりの減少、無業求職者(6.3%減)は2か月ぶりの減少となりました。

離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(16.5%減)は9か月連続の減少、自己都合離職者(9.1%減)は2か月ぶりの減少となりました。

政府の10月の月例経済報告では、生産、消費者物価は下方修正され、個人消費、設備投資、輸出、企業収益、雇用情勢については、いずれの項目も据え置かれました。景気の基調判断は、「輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している」と変更されました。また、雇用情勢は「着実に改善している」と据え置かれました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率(季節調整値)が42か月連続で1倍台となり、全体としては引き続き改善しているものの、今後の求人・求職の動きには注視してまいります。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。

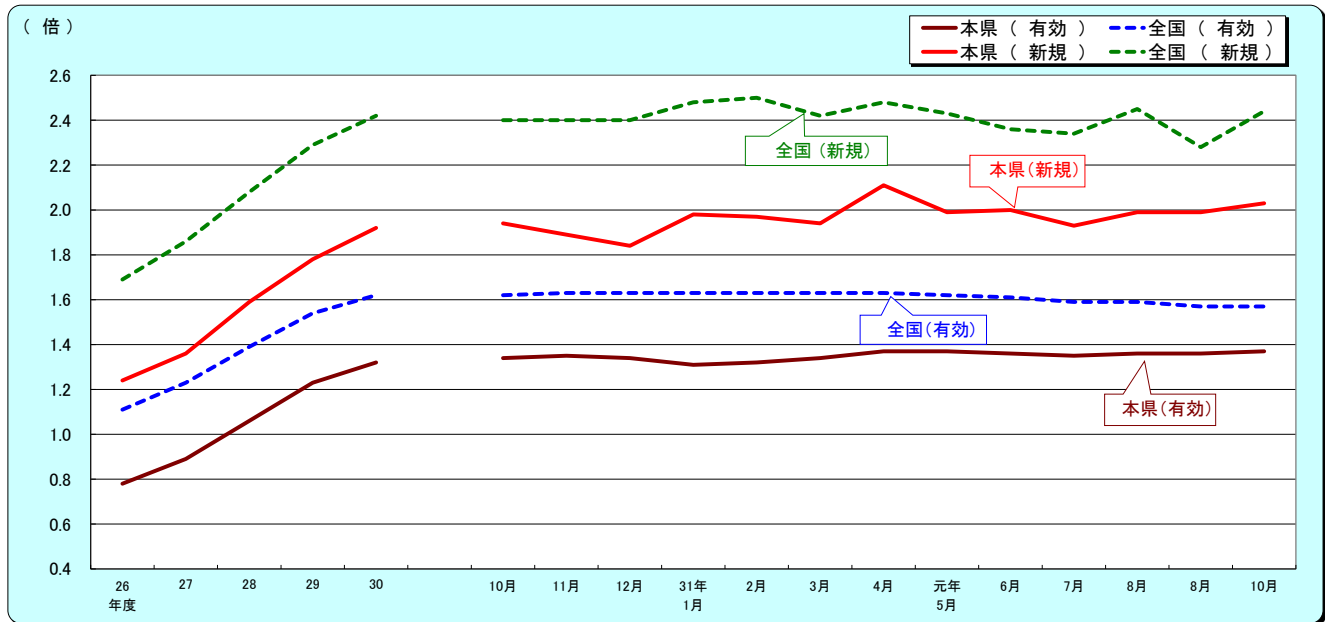


最近の雇用失業情勢 (令和元年10月分)

概況

- ・鹿児島県の10月の有効求人倍率(季節調整値)は1.37倍となり、前月より0.01ポイント上回った。
- ・なお、全国の10月の有効求人倍率(季節調整値)は1.57倍となり、前月と同水準となった。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



*30年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

10月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ3.0%減と2ヶ月ぶりの減少となった。

10月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(7.0%増)は2ヶ月連続の増加、【製造業】(22.5%減)は2ヶ月ぶりの減少、【運輸業、郵便業】(3.2%減)は2ヶ月ぶりの減少、【卸売業、小売業】(10.7%増)は2ヶ月連続の増加、【宿泊業、飲食サービス業】(24.1%減)は3ヶ月ぶりの減少、【医療、福祉】(9.7%増)は13ヶ月連続の増加、【サービス業】(23.3%減)は2ヶ月ぶりの減少となった。

10月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ0.5%減と2ヶ月ぶりの減少となった。

() 内前年同月比(%)

新産業分類	平成30年度 (月平均)		令和元年							
			7月		8月		9月		10月	
新規求人数	15,055	(2.5)	15,272	(2.1)	14,165	(▲ 6.7)	14,374	(8.9)	16,602	(▲ 3.0)
D 建設業	1,223	(1.1)	1,170	(▲ 3.4)	1,248	(▲ 1.2)	1,386	(11.6)	1,294	(7.0)
E 製造業	1,418	(▲ 3.8)	1,282	(▲ 17.8)	1,438	(▲ 9.3)	1,214	(0.7)	1,352	(▲ 22.5)
H 運輸業、郵便業	634	(▲ 1.5)	574	(26.7)	595	(▲ 18.9)	595	(2.9)	728	(▲ 3.2)
I 卸売業、小売業	2,292	(1.5)	2,901	(24.2)	1,768	(▲ 31.2)	2,063	(10.2)	2,884	(10.7)
M 宿泊業、飲食サービス業	1,166	(▲ 3.7)	1,071	(▲ 22.3)	1,171	(3.2)	1,168	(14.8)	1,012	(▲ 24.1)
P 医療、福祉	4,253	(8.0)	4,495	(6.5)	4,363	(8.1)	4,190	(8.9)	4,864	(9.7)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,691	(6.7)	1,600	(▲ 3.2)	1,502	(▲ 2.8)	1,537	(9.2)	1,859	(▲ 23.3)
有効求人数	41,923	(3.3)	40,976	(1.3)	40,727	(▲ 1.1)	41,257	(2.1)	42,620	(▲ 0.5)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

10月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ6.2%減と2ヶ月ぶりの減少となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(5.1%増)は3ヶ月ぶりの増加となった。

また、離職求職者(11.1%減)は2ヶ月ぶりの減少、無業求職者(6.3%減)は2ヶ月ぶりの減少となった。

離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(16.5%減)は9ヶ月連続の減少となった。

自己都合離職者(9.1%減)は2か月ぶりの減少となった。

10月の受給資格決定件数(5.1%減)は2ヶ月ぶりの減少となった。

また、受給者実人員(1.6%減)は2ヶ月ぶりの減少となった。

10月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ1.3%減と2ヶ月ぶりの減少となった。

() 内前年同月比(%)

	平成30年度 (月平均)		令和元年							
			7月		8月		9月		10月	
新規求職者数	7,856	(▲ 4.7)	7,223	(2.2)	6,827	(▲ 10.9)	7,363	(4.9)	7,487	(▲ 6.2)
44歳以下	4,234	(▲ 9.1)	3,793	(0.1)	3,630	(▲ 16.8)	4,000	(2.4)	3,854	(▲ 13.2)
※うち34歳以下	2,570	(▲ 11.4)	2,336	(▲ 0.6)	2,200	(▲ 17.2)	2,405	(2.4)	2,295	(▲ 15.1)
45歳以上	3,622	(1.0)	3,430	(4.6)	3,197	(▲ 3.1)	3,363	(7.9)	3,633	(2.6)
うち55歳以上	2,212	(3.0)	2,157	(6.6)	1,887	(▲ 1.4)	2,022	(10.5)	2,225	(3.3)
うち65歳以上	806	(16.1)	795	(3.7)	671	(5.2)	750	(19.8)	792	(8.0)
雇用保険受給資格決定件数	2,029	(▲ 0.4)	1,868	(6.1)	1,677	(▲ 11.8)	1,827	(2.5)	2,074	(▲ 5.1)
有効求職者数	31,686	(▲ 4.1)	31,157	(▲ 1.3)	30,610	(▲ 2.6)	30,963	(0.2)	31,159	(▲ 1.3)
44歳以下	15,917	(▲ 8.2)	15,264	(▲ 3.5)	15,007	(▲ 5.8)	15,223	(▲ 2.9)	15,214	(▲ 5.6)
※うち34歳以下	9,652	(▲ 9.9)	9,263	(▲ 4.2)	9,094	(▲ 6.4)	9,209	(▲ 3.2)	9,141	(▲ 6.5)
45歳以上	15,770	(0.3)	15,893	(1.0)	15,603	(0.6)	15,740	(3.3)	15,945	(3.1)
うち55歳以上	10,004	(1.9)	10,435	(4.2)	10,099	(2.9)	10,103	(5.6)	10,208	(5.6)
うち65歳以上	3,246	(19.7)	3,367	(5.2)	3,173	(5.7)	3,211	(11.2)	3,292	(13.4)
雇用保険受給者実人員	6,189	(▲ 0.2)	6,842	(1.5)	6,832	(▲ 0.4)	6,708	(2.9)	6,499	(▲ 1.6)

※(新規常用求職者態様別内訳)

() 内前年同月比(%)

	平成30年度 (月平均)		令和元年							
			7月		8月		9月		10月	
新規常用求職者	7,791	(▲ 4.8)	7,100	(2.3)	6,757	(▲ 11.0)	7,325	(4.6)	7,447	(▲ 6.3)
在職求職者	2,203	(▲ 7.6)	1,895	(0.8)	1,904	(▲ 15.0)	1,937	(▲ 1.5)	2,212	(5.1)
離職求職者	4,784	(▲ 2.1)	4,551	(4.3)	4,160	(▲ 8.6)	4,607	(7.9)	4,496	(▲ 11.1)
うち事業主都合	1,069	(▲ 2.3)	887	(▲ 7.8)	744	(▲ 17.8)	774	(▲ 2.6)	918	(▲ 16.5)
うち自己都合	3,440	(▲ 2.9)	3,421	(8.2)	3,190	(▲ 6.3)	3,585	(10.6)	3,353	(▲ 9.1)
無業求職者	804	(▲ 11.7)	654	(▲ 6.0)	693	(▲ 13.3)	781	(2.0)	739	(▲ 6.3)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

10月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ5.5%減と2ヶ月ぶりの減少となった。

() 内前年同月比(%)

	平成30年度 (月平均)		令和元年							
			7月		8月		9月		10月	
就職件数	3,277	(▲ 2.9)	2,978	(▲ 1.6)	2,497	(▲ 13.5)	3,018	(0.4)	3,184	(▲ 5.5)
44歳以下	1,827	(▲ 6.9)	1,607	(▲ 6.4)	1,358	(▲ 16.7)	1,627	(▲ 5.1)	1,687	(▲ 11.0)
※うち34歳以下	988	(▲ 8.8)	884	(▲ 5.5)	715	(▲ 21.1)	892	(▲ 3.3)	919	(▲ 12.4)
45歳以上	1,450	(2.6)	1,371	(4.6)	1,139	(▲ 9.3)	1,391	(7.7)	1,497	(1.6)
うち55歳以上	776	(5.9)	771	(9.2)	592	(▲ 5.9)	743	(5.5)	794	(5.6)
うち65歳以上	191	(28.9)	179	(8.5)	154	(▲ 0.6)	199	(19.2)	200	(17.0)
雇用保険受給者	829	(▲ 0.4)	826	(▲ 3.1)	726	(▲ 6.9)	856	(7.8)	872	(▲ 5.5)

5. 完全失業率(全国)

	28年平均	29年平均	30年平均	元年5月	6月	7月	8月	9月	10月
完全失業率 (%)	3.1	2.8	2.4	2.4	2.3	2.2	2.2	2.4	2.4
完全失業者数 (万人)	208	190	166	165	162	156	157	168	164

※完全失業率は季節調整値

* 下線部分は季節調整替え済み

資料出所: 総務省統計局「労働力調査」

6.正社員の職業紹介状況(原数値)

() 内前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	平成30年度 (月平均)		令和元年							
			7月		8月		9月		10月	
正社員新規求人倍率	1.30	(0.13)	1.43	(▲ 0.01)	1.51	(0.20)	1.47	(0.09)	1.52	(0.20)
正社員新規求人数	6,392	(3.9)	6,497	(1.6)	6,569	(1.6)	6,679	(10.9)	7,191	(9.0)
全新規求人における 構成比	42.5%	(0.6)	42.5%	(▲ 0.3)	46.4%	(3.8)	46.5%	(0.9)	43.3%	(4.7)
新規常用フルタイム 求職者数	4,909	(▲ 6.9)	4,541	(2.0)	4,354	(▲ 12.0)	4,532	(3.6)	4,717	(▲ 6.0)
全新規求職者における 構成比	62.5%	(▲ 1.4)	62.9%	(▲ 0.1)	63.8%	(▲ 0.8)	61.6%	(▲ 0.7)	63.0%	(0.2)
正社員有効求人倍率	0.95	(0.10)	1.01	(0.07)	1.02	(0.07)	1.02	(0.06)	1.05	(0.10)
全 国	1.13	(0.10)	1.12	(0.01)	1.13	(0.00)	1.14	(▲ 0.01)	1.15	(0.00)
正社員有効求人数	18,080	(5.1)	18,731	(5.3)	18,791	(4.3)	18,877	(5.8)	19,430	(7.3)
全有効求人における 構成比	43.1%	(0.7)	45.7%	(1.7)	46.1%	(2.4)	45.8%	(1.6)	45.6%	(3.3)
有効常用フルタイム 求職者数	19,041	(▲ 6.4)	18,518	(▲ 1.9)	18,350	(▲ 3.2)	18,423	(▲ 1.3)	18,575	(▲ 2.8)
全求職者における 構成比	60.1%	(▲ 1.5)	59.4%	(▲ 0.4)	59.9%	(▲ 0.4)	59.5%	(▲ 0.9)	59.6%	(▲ 0.9)

※常用フルタイム求職者・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

7.令和元年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島地域	有効求職	12,467	12,487	12,296	11,914	11,577	11,627	11,745					84,113
	有効求人	18,412	16,909	17,115	17,507	17,528	17,733	18,446					123,650
	求人倍率	1.48	1.35	1.39	1.47	1.51	1.53	1.57					1.47
北薩地域	有効求職	4,327	4,212	4,036	3,928	3,853	3,871	3,871					28,098
	有効求人	5,498	5,347	5,314	5,343	5,138	5,248	5,308					37,196
	求人倍率	1.27	1.27	1.32	1.36	1.33	1.36	1.37					1.32
川内	有効求職	2,255	2,197	2,099	1,987	1,926	1,936	1,972					14,372
	有効求人	2,518	2,522	2,494	2,487	2,333	2,392	2,370					17,116
	求人倍率	1.12	1.15	1.19	1.25	1.21	1.24	1.20					1.19
出水	有効求職	1,584	1,550	1,506	1,510	1,499	1,509	1,476					10,634
	有効求人	2,251	2,103	2,102	2,136	2,118	2,164	2,254					15,128
	求人倍率	1.42	1.36	1.40	1.41	1.41	1.43	1.53					1.42
宮之城	有効求職	488	465	431	431	428	426	423					3,092
	有効求人	729	722	718	720	687	692	684					4,952
	求人倍率	1.49	1.55	1.67	1.67	1.61	1.62	1.62					1.60
大隅地域	有効求職	4,559	4,474	4,367	4,109	4,047	4,067	4,267					29,890
	有効求人	5,622	5,512	5,492	5,557	5,536	5,714	5,900					39,333
	求人倍率	1.23	1.23	1.26	1.35	1.37	1.40	1.38					1.32
鹿屋	有効求職	2,898	2,858	2,820	2,776	2,739	2,766	2,699					19,556
	有効求人	3,686	3,594	3,636	3,729	3,696	3,840	3,744					25,925
	求人倍率	1.27	1.26	1.29	1.34	1.35	1.39	1.39					1.33
大隅	有効求職	1,661	1,616	1,547	1,333	1,308	1,301	1,568					10,334
	有効求人	1,936	1,918	1,856	1,828	1,840	1,874	2,156					13,408
	求人倍率	1.17	1.19	1.20	1.37	1.41	1.44	1.38					1.30
南薩地域	有効求職	4,226	4,232	4,136	3,987	3,983	4,066	4,094					28,724
	有効求人	4,765	4,561	4,659	4,587	4,772	4,733	4,834					32,911
	求人倍率	1.13	1.08	1.13	1.15	1.20	1.16	1.18					1.15
加世田	有効求職	1,522	1,539	1,507	1,464	1,463	1,470	1,491					10,456
	有効求人	1,649	1,568	1,645	1,602	1,569	1,530	1,536					11,099
	求人倍率	1.08	1.02	1.09	1.09	1.07	1.04	1.03					1.06
伊集院	有効求職	1,705	1,705	1,665	1,593	1,593	1,632	1,641					11,534
	有効求人	1,810	1,797	1,792	1,805	1,935	1,935	1,987					13,061
	求人倍率	1.06	1.05	1.08	1.13	1.21	1.19	1.21					1.13
指宿	有効求職	999	988	964	930	927	964	962					6,734
	有効求人	1,306	1,196	1,222	1,180	1,268	1,268	1,311					8,751
	求人倍率	1.31	1.21	1.27	1.27	1.37	1.32	1.36					1.30
始良地域	有効求職	5,342	5,147	5,086	4,915	4,942	5,052	4,993					35,477
	有効求人	6,299	5,982	5,884	5,689	5,503	5,518	5,838					40,713
	求人倍率	1.18	1.16	1.16	1.16	1.11	1.09	1.17					1.15
国分	有効求職	4,541	4,341	4,288	4,155	4,181	4,279	4,241					30,026
	有効求人	5,525	5,165	5,078	4,904	4,706	4,771	5,067					35,216
	求人倍率	1.22	1.19	1.18	1.18	1.13	1.11	1.19					1.17
大口	有効求職	801	806	798	760	761	773	752					5,451
	有効求人	774	817	806	785	797	747	771					5,497
	求人倍率	0.97	1.01	1.01	1.03	1.05	0.97	1.03					1.01
熊毛地域	有効求職	650	649	706	591	572	601	584					4,353
	有効求人	758	732	666	639	644	654	678					4,771
	求人倍率	1.17	1.13	0.94	1.08	1.13	1.09	1.16					1.10
奄美地域	有効求職	1,968	1,834	1,763	1,713	1,636	1,679	1,605					12,198
	有効求人	2,003	1,772	1,742	1,654	1,606	1,657	1,616					12,050
	求人倍率	1.02	0.97	0.99	0.97	0.98	0.99	1.01					0.99
県計	有効求職	33,539	33,035	32,390	31,157	30,610	30,963	31,159					222,853
	有効求人	43,357	40,815	40,872	40,976	40,727	41,257	42,620					290,624
	求人倍率	1.29	1.24	1.26	1.32	1.33	1.33	1.37					1.30

※地域別：安定所の管轄区分

鹿児島地域・・・鹿児島
始良地域・・・国分、大口

北薩地域・・・川内、出水、宮之城
熊毛地域・・・熊毛

大隅地域・・・鹿屋、大隅
奄美地域・・・名瀬

南薩地域・・・加世田、伊集院、指宿

報道関係者 各位

令和元年 11 月 29 日

【照会先】

鹿児島労働局職業安定部 職業安定課

課 長 重久 健（内線 105）

課長補佐 高崎 雅英（内線 106）

電 話 099-219-8711

鹿児島労働局内2か所のハローワークに「35歳からのステップアップ窓口（就職氷河期世代支援窓口）」を開設します。

～就職氷河期世代の活躍の場を更に広げられるように支援を行います～

鹿児島労働局（局長 小林 剛）は、鹿児島労働局のハローワーク（公共職業安定所）2か所に、いわゆる就職氷河期世代（35歳以上55歳未満）を対象とした支援窓口「35歳からのステップアップ窓口（就職氷河期世代支援窓口）」を開設いたします。

現在 35～54 歳の方々は、新規学校卒業時の経済情勢が悪化していたことから他の世代の方々より厳しい就職活動を行っておりました。

その中には、希望する就職ができなかった方や不本意な不安定就労に就いている方、無業状態にある方など、様々な課題に直面している状況がみられます。

このような方に対する専門的な集中支援について、「35歳からのステップアップ窓口（就職氷河期世代支援窓口）」を通じて実施することにより、希望に応じて意欲・能力を生かして活躍できる環境作りを進めていきます。

1 主な支援内容

(1) 支援対象者

安定した雇用を希望する35歳以上55歳未満の方で、次のいずれかにあてはまる方

- ア 概ね1年以上臨時的、短期的な就業を繰り返すなど不安定就労の期間が長い
- イ 非正規雇用の就業経験が多い、あるいは就職後の就労期間が短い
- ウ 就労の経験がない

(2) 主な支援内容

- ア 担当者制による個別支援
- イ 求人情報、面接会等の情報提供

- ウ 職業訓練の案内
- エ 模擬面接の実施
- オ カウンセリングの実施
- カ 職業適性診断、就職支援セミナー 等

2 就職氷河期世代に対する支援窓口の設置ハローワーク

窓口名 「35歳からのステップアップ窓口(就職氷河期世代支援窓口)」

- ハローワークかごしま ワークプラザ天文館
鹿児島市東千石町 1-38 アイムビル6階
☎ 099-223-8010
【窓口開設日】 令和 元年12月16日(月)
- ハローワーク国分
霧島市国分中央1丁目4-35
☎ 0995-45-5311
【窓口開設日】 令和 元年12月16日(月)

求職者の皆さまへ

2019年12月16日OPEN

35歳からのステップアップ窓口のご案内

<就職氷河期世代支援窓口>

◆主な支援対象者◆

安定した雇用を希望する35歳以上55歳未満の方で、次のいずれかにあてはまる方

- ☐ 概ね1年以上臨時的、短期的な就業を繰り返すなど不安定就労の期間が長い
- ☐ 非正規雇用の就業経験が多い、あるいは就職後の就労期間が短い
- ☐ 就労の経験がない 等

◆主な支援サービス◆

個別支援

担当者制による個別支援でサポートします。履歴書・職務経歴書の添削で魅力ある応募書類を作りましょう。



求人情報、面接会等の 情報提供 ※

条件が該当する求人情報をご案内します。ハローワーク主催の求人ミニ説明会、合同面談会等のイベント情報をご案内します。

職業訓練 ※

職業訓練で資格取得やスキルアップを目指します。受講料は無料で、テキスト代等は自費になります。

★受講者
募集中★



模擬面接 ※

課題、弱点を克服して自信を持って面接に臨めるようサポートします。(要予約)



カウンセリング ※

臨床心理士、社会保険労務士による悩み、心配事や労働問題の相談。(要予約)



職業適性診断(キャリアイン サイト)・就職支援セミナー※

- * PCでお仕事の適性を診断します。(要予約)
- * 各種セミナーを受けて早期の就職を目指しましょう。(要予約)

ハローワークかごしま ワークプラザ天文館

鹿児島市東千石町1-38 アイムビル6階

開庁時間 ☎ 099-223-8010

月～金 9時30分～18時00分

第2・4土曜日

10時00分～17時00分

(祝日、年末年始を除く)



ハローワーク国分

霧島市国分中央1丁目4-35

開庁時間 ☎ 0995-45-5311

月～金 8時30分～17時15分

(祝日、年末年始を除く)



※の支援サービスについては月～金曜日のみ実施します。



厚生労働省・鹿児島労働局・ハローワーク

各所周知011121

事業主の皆さまへ

35歳からのステップアップ求人の提出についてお願い

現在35～54歳の方々は、新規学校卒業時の経済情勢が悪化していたことから他の世代の方々より厳しい就職活動を行っておりました。

また、事業所側につきましても、その年代の従業員の方が少なく、事業所の人員構成が歪になっており技能の継承等にお困りのところがあると聞いております。

この人手不足の機会に人員構成を見直すためにも35～54歳の方々に着目した採用活動を行ってみませんか？

35～54歳の求職者の傾向は・・・

子育て世代等特に教育費を必要としている世帯が多いので、パート雇用等の非正規での雇用より正社員での雇用を望む方が特に多いです。また、正社員化を望んでいた世代なので、定着の可能性が高いです。

人手不足解消の好機です。

35～54歳（就職氷河期世代）を採用し、積極的に従業員を育成する機会を提供することで、企業のブランドイメージをよりUPさせてみませんか？

年齢限定の求人提出が可能です。

原則として年齢を限定しての求人の提出はできませんが、今回の35～54歳（就職氷河期世代）を対象とした求人は、国の施策に合致するため、ハローワークへの提出が可能です。

ハローワーク内特設コーナーで求人票をPRします

求職者に対して積極的なマッチングをします。

企業のブランドイメージのアップが図れます。



(3) 『大学生等就職面接会 in 鹿児島』を開催します

令和2年3月新規大学等卒業予定者及び卒業後3年以内の既卒者と企業との出会いの場を提供するため、また、県内企業における人材確保を推進するため、「大学生等就職面接会 in 鹿児島」を開催します。

【開催内容】

日 時	令和元年12月3日（火） 13:00～15:30（受付:12:00～）
会 場	鹿児島サンロイヤルホテル 鹿児島市与次郎1-8-10
主 催	鹿児島労働局・ハローワーク・鹿児島県
参加対象者	令和2年3月卒業予定の大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修（専門）学校・公共職業能力開発施設等の学生、及びこれらを卒業後3年以内の既卒者
参加企業	参加対象者を鹿児島県内の就業場所で正社員として募集中の企業 参加企業数 44社（予定）

（ 職業安定部 訓練室）

年越し前の
ラストチャンス!!

大学生等

就職 面接会

in 鹿児島

履歴書
不要

申込
不要

参加
無料

45社
参加予定

令和元年

12.3^火

時間 13時～15時30分(12時より受付)

場所 鹿児島サンロイヤルホテル 鹿児島市与次郎1-8-10

ユースエール、えるぼし、
くるみん認定企業は
優先して参加できます!!

対象者

令和2年3月卒業予定の大学院・大学・
短期大学・高等専門学校・専修(専門)学校・
公共職業能力開発施設等の学生並びに
これらの卒業後3年以内の既卒者

対象企業

左記対象者を鹿児島県内の就業場所において正社員
で募集中の企業。卒業後3年以内の方も新卒扱いで
応募できることが要件となります。

参加企業の情報は11月12日頃から(株)鹿児島映広のホームページにて
掲載予定です。

主催 鹿児島労働局・ハローワーク・鹿児島県

お問い合わせ先

株式会社 鹿児島映広

令和元年度「年度後半における集中的な就職面接会事業」受託事業者

TEL.099-222-4444

鹿児島市錦江町8-21

■ 鹿児島映広ホームページ



※企業の参加申し込みは裏面をご利用ください。▶

リサイクル適性[㊤]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(4) 「外国人雇用管理セミナー」を開催します

鹿児島県で就労する外国人労働者は年々増加を続けています。

また、平成31年4月には改正入管法が施行され、新たな在留資格「特定技能」を有する外国人の受入れも開始されました。

こうした状況を踏まえ、鹿児島労働局では、外国人労働者を雇用している事業主及び将来的に外国人労働者の雇用を検討している事業主を対象に、外国人労働者の雇用管理の改善や適正な労働条件の確保等、外国人労働者を雇用する事業主が守るべきルールや配慮していただきたい事項に関するセミナーを開催します。

○日時

令和元年12月2日（月） 13：30～16：00
（受付 12：30～）

○会場

マリnpレスかごしま（鹿児島市与次郎2丁目8番8号）

○内容

I 外国人雇用の現状及び取組

- ・ 出入国在留管理行政の状況について
- ・ 鹿児島県内の外国人労働者の雇用状況について
- ・ 鹿児島県における外国人材受入のための取組について

II 外国人雇用の適正な運用

- ・ 技能実習生、特定技能外国人を受入れるための手続きについて
- ・ 外国人労働者の労働条件の確保について
- ・ 外国人労働者の雇用管理について

（職業安定部職業対策課）

～外国人労働者を雇用されている、雇用を検討されている事業主のみなさまへ～

外国人雇用管理セミナー

参加無料

鹿児島県で就労する外国人労働者は年々増加を続けています。
また、平成31年4月には改正入管法が施行され、新たな在留資格「特定技能」を有する外国人の受入れも開始されました。
こうした状況を踏まえ、外国人労働者の雇用管理の改善や適正な労働条件の確保等、外国人労働者を雇用する事業主が守るべきルールや配慮していただきたい事項について説明します。

日時

令和元年12月2日(月)

13:30～16:00(受付:12:30～)

会場

マリnpレスかごしま マリンホール
(鹿児島市与次郎二丁目8番8号)

定員

200名(定員になり次第、締切とさせていただきます)

内容

I 外国人雇用の現状及び取組

- 出入国在留管理行政の状況について
【福岡出入国在留管理局】
- 鹿児島県内の外国人労働者の雇用状況について
【鹿児島労働局職業安定部】
- 鹿児島県における外国人材受入のための取組について
【鹿児島県外国人材受入活躍支援課】

II 外国人雇用の適正な運用

- 技能実習生、特定技能外国人を受入れるための手続きについて
【国際研修協力機構】
- 外国人労働者の労働条件の確保について
【鹿児島労働局労働基準部】
- 外国人労働者の雇用管理について
【外国人雇用管理アドバイザー】

※ 内容は変更になる場合があります。

申込
方法

「参加申込書」をFAXでお送りください。



主催 / 鹿児島労働局

お問い合わせ

鹿児島労働局職業対策課
〒892-0847 鹿児島市西千石町1-1

☎ 099-219-8712
fax 099-216-9911



鹿児島労働局発表
令和元年 11 月 29 日

【照会先】

鹿児島労働局雇用環境・均等室
室 長 大庭 直美
指導係長 末松亜希子
電話 099-223-8239

報道関係者 各位

ハラスメント対応特別相談窓口を開設！
～12 月は職場のハラスメント撲滅月間です～
併せて、ハラスメント等の説明会を展開！

厚生労働省では、12 月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報・啓発活動を実施することとしています。

鹿児島労働局（局長 こばやしこう 小林剛）においても、以下の取組を実施します。

1. ハラスメント対応特別相談窓口開設（別添 1）

ハラスメントに関するご相談について、労働者の方だけでなく、事業所の担当者からも、広く対応いたします。

◇期間：令和元年 12 月 2 日（月）～令和 2 年 3 月 31 日（火）

◇時間：8 時 30 分～17 時 15 分（閉庁時刻）

◇窓口：鹿児島労働局雇用環境・均等室

（鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎 2 階 電話：099-223-8239）

（参考）鹿児島労働局に寄せられた、ハラスメント等に関する相談状況（別添 2）

鹿児島労働局雇用環境・均等室で受けた、いじめ・嫌がらせの相談は、平成 30 年度は過去最高となりました。

また、セクシュアルハラスメントについては、男性からの相談が増加しています。

2. 説明会の開催（別添 3、4）

労働施策総合推進法等において、パワーハラスメント対策が事業主の義務となることや、セクシュアルハラスメント防止対策も強化されることとなるため、鹿児島労働局では 1 月～2 月にかけて、県内 4 カ所（鹿児島、霧島、鹿屋、奄美）で説明会を開催します。

<添付資料>

1. ハラスメント対応特別相談窓口を開設します。
2. 鹿児島労働局に寄せられた、ハラスメント等に関する相談状況
3. 説明会開催要領
4. パワーハラスメント対策が事業主の義務となります（令和元年 6 月 5 日時点）

鹿児島労働局では、雇用環境・均等室に

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

鹿児島局開設期間：令和元年12月2日（月）
～令和2年3月31日（火）

働く人も、企業の担当者も、**ご相談ください！**

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られてつらい。

上司にセクハラの相談をしたら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

セクハラ

育児短時間勤務中。
「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、つらい

パワハラ

ハラスメントの相談を受けたが、どう対応すればよいのだろう。

マタハラ

ハラスメントの防止措置って、なにをしなければならないんだろう。パワハラも対策に含めた方がよいのだろうか？

鹿児島労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

※ 時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 099-223-8239

住 所 鹿児島市山下町13番21号
鹿児島合同庁舎2階



相談して
ください！

都道府県労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

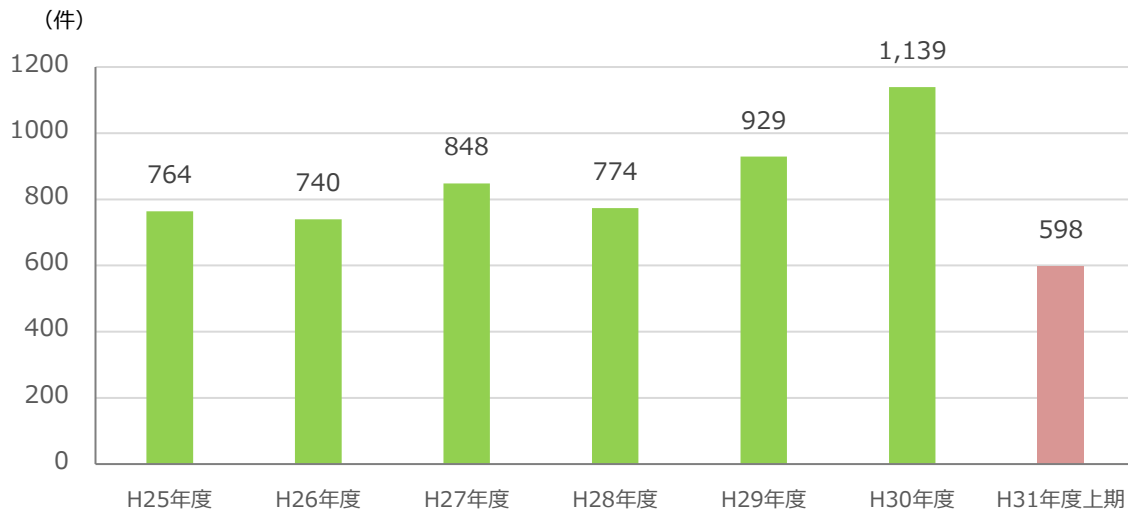
まずは相談してください！！ 相談は**無料**です！

鹿児島労働局に寄せられた、ハラスメント等に関する相談状況

鹿児島労働局雇用環境・均等室

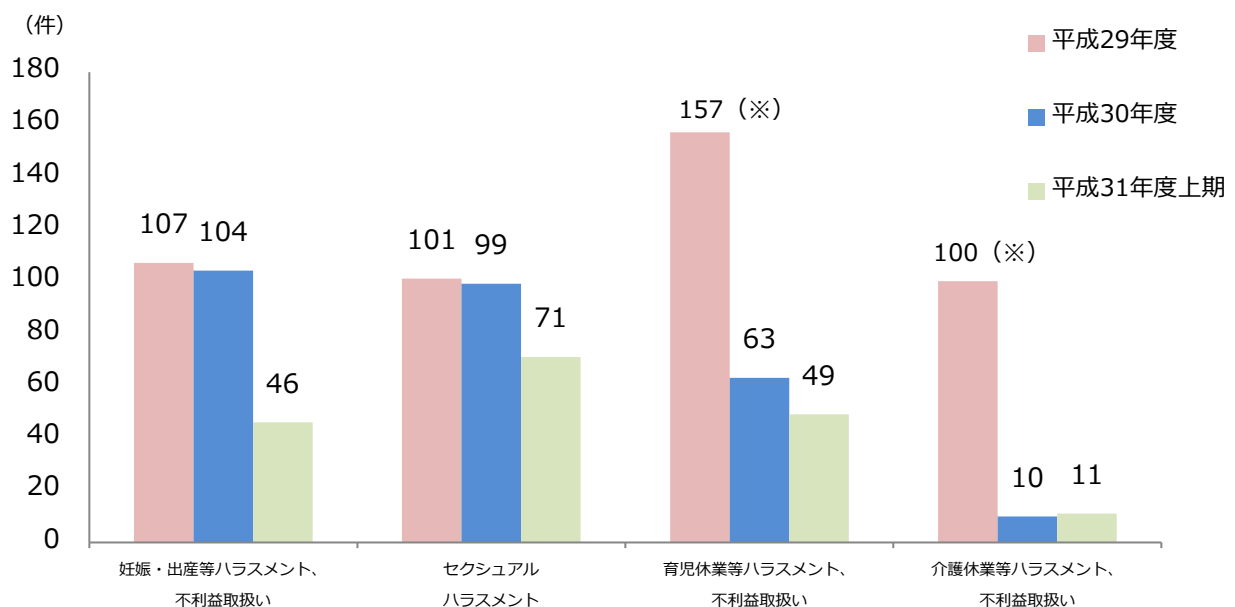
1. いじめ・嫌がらせに関する相談

平成 30 年度は「いじめ・嫌がらせ」の相談が 1,000 件を超え、過去最高。
31 年度上半期（令和元年 9 月まで）は昨年度以上のペースで相談が寄せられている。



2. セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等ハラスメントに関する相談

セクシュアルハラスメントに関する相談は、昨年同時期（50 件）より多く相談が寄せられている。
育児・介護休業等ハラスメントについては、法改正の影響がある平成 29 年度を除いた昨年度同時期と比較して、相談件数が増加している。

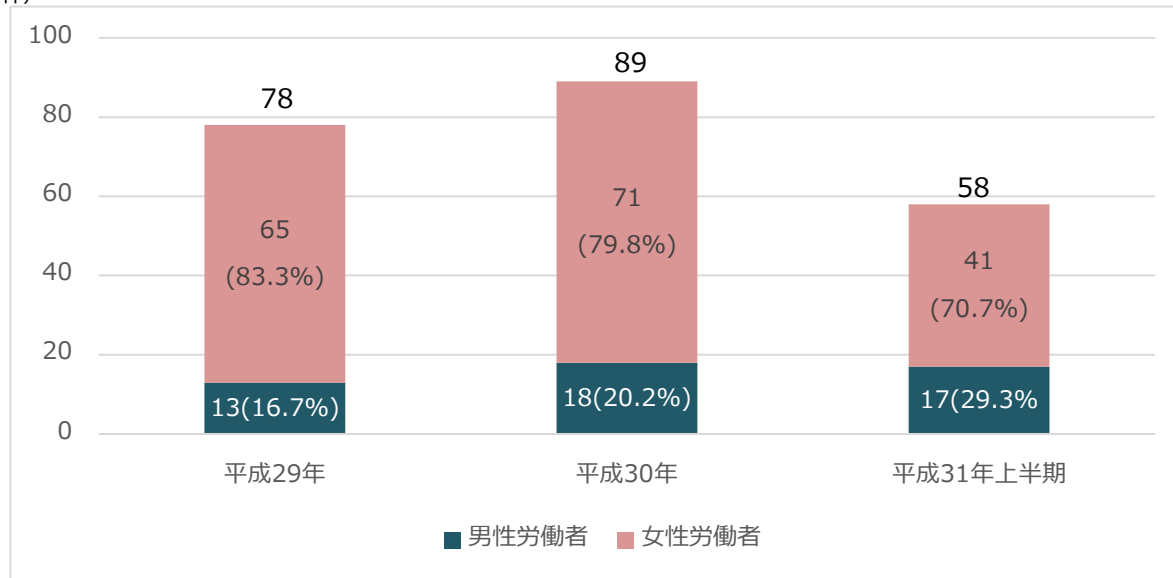


(※) 平成 29 年度は、育児・介護休業法の改正によりハラスメント防止対策が義務付けられたため事業主からの相談が増加。

3. 男性からのセクシュアルハラスメント相談

労働者からのセクシュアルハラスメント相談件数は増加傾向にあり、うち、男性からの相談件数も増加している。

(件)



4. 雇用環境・均等室に寄せられたハラスメント相談事例

セクシュアルハラスメント

全員参加の会社の飲み会の席で、上司 A から体を触られたり、キスを迫られるなどのセクハラを受けた。

別部署の複数の上司に相談したが、A はそういう人だから、と A の行為は職場内で容認されているようである。仕事は好きなので続けたいが、セクハラが容認されている今の職場環境では、勤務が続けられないとの相談事案。

⇒ 労働局が事業所に対し、報告徴収を実施。均等法に沿ったセクシュアルハラスメント防止措置は講じられておらず、相談後の事後の対応（事実確認や、再発防止策等）も行われておらず、男女雇用機会均等法に抵触するため、是正するよう指導。セクハラ防止規定・周知資料を作成の上、管理職を含めた全労働者を対象とした研修を行った。労働者は引き続き勤務を継続することができた。

妊娠・出産等不利益な取扱い

契約更新の上限は決まっていなかったが、妊娠を事業主に報告したところ、次の契約更新は行わないと言われた事案

⇒ 労働局が事業所に対し、報告徴収を実施。妊娠・出産を契機として、契約の更新をしない等不利益な取り扱いを行うことは、男女雇用機会均等法に抵触するため、是正するよう指導。その結果、契約は更新され、引き続き継続勤務することができた。

育児・介護休業等ハラスメント

未就学の子を養育しながら働いている。子が急な病気の際に、直属の上司に看護休暇の取得を相談したが、ご両親や旦那さんは休めないの？忙しい時期で人手が足りないのに、など嫌みをいわれ、結局、休暇の申出をさせてもらえなかった事案

⇒ 労働局が事業所に対し、報告徴収を実施。育児・介護休業等ハラスメント防止措置が整備されていなかったことは、育児・介護休業法第 25 条に抵触するため、是正するよう指導。ハラスメント防止のための周知資料や、制度が利用できることについて、事業所トップから研修を行ったことにより、制度の利用がしやすくなり、引き続き継続勤務することができた。

「ハラスメント・女性活躍」改正法説明会開催要領

1 実施目的

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という）については、令和元年5月29日に成立し、令和元年6月5日に公布されたところである。

改正法により、今般、労働施策総合推進法等において、事業主に対して、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務の新設、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等が盛り込まれたところであり、今後の施行に向け、広く社会一般に周知をはかる必要がある。

また、女性活躍推進法においては、行動計画策定・情報公表義務の対象の拡大や、情報公表の強化等、管内事業所に対し理解を求め、取組を促す必要がある。

法律の施行に向け、企業の自主的な取り組みを促すことを目的とし、下記のとおり説明会及び個別相談会を開催する。

2 開催日時及び会場

	日時	開催地	会場	定員見込
①	令和2年1月22日(水)	鹿児島市	鹿児島県歴史資料センター黎明館 講 堂	230名程度
②	令和2年1月31日(金)	鹿屋市	鹿屋市中央公民館 集会室	100名程度
③	令和2年2月4日(火)	霧島市	霧島市役所 行政庁舎別館4階大会議室	100名程度
④	令和2年2月6日(木)	奄美市	奄美文化センター 第2会議室	70名程度

3 説明会の内容（120分） 13：30～15：30

①挨拶（5分）

②ハラスメント防止措置に関する説明（50分）

③女性活躍推進法に関する説明（25分）

④同一労働同一賃金に関する説明（30分）

⑤その他（10分）※鹿児島会場のみ、「鹿児島市からのお知らせ」（10分）

※ 説明会終了後、個別相談会を行う。（相談希望及び内容は参加申し込み時に受付）

4 対象

事業主または人事労務担当者 定員約500名程度

5 主催 鹿児島労働局

後援 霧島市（霧島会場のみ）（予定）

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！

～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

改正ポイント1

パワーハラスメント対策の法制化

～労働施策総合推進法の改正～

施行時期

公布後1年以内の政令で定める日

※ パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は、公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。

中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※ 改正法は令和元年6月5日に公布。

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

※企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

- 職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。
- 雇用管理上の措置の具体的内容（現行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討）
 - ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
 - ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
 - ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

パワハラに関するQ&A

職場とはどこまでを含みますか？

「労働政策審議会建議」においては、「職場」とは、業務を遂行する場所を指しますが、通常就業している場所以外の場所であっても、業務を遂行する場所については「職場」に含むことを指針で示すことが適当とされています。

優越的な関係とはどのような関係を指しますか？

「職場のパワーハラスメント防止対策に関する検討会報告書」においては、パワハラを受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係に基づいて行われることで、例えば、以下の場合も含むとされています。

・職務上の地位が上位の者による行為・同僚又は部下による行為で、当該行為を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの

※いずれも、詳細については、指針において示される予定です。

セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上 ～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

- 1 セクハラ等の防止に関する**国・事業主・労働者の責務が明確化**※されます
(パワハラ、いわゆるマタハラも同様(2、4も同じ。))

※ セクハラ等は行ってはならないものであり、**事業主・労働者の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

- 2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が**不利益な取扱いを行うことが禁止**されます

- 3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置(事実確認等)への**協力を求められた場合にこれに応じるよう努める**こととされます

※ あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。

- 4 調停の出頭・意見聴取の対象者が**拡大**※されます

※ セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

お問い合わせ先 都道府県労働局 雇用環境・均等部(室) 受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7167
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」でパワーハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。

あかるい職場応援団 HP

検索

- ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。

職場でのハラスメントでお悩みの方へ

検索

